

福祉用具等詳細（貸与）

別表第 1

番号	種目	機能等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調節できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、利用対象者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖

		に限る。
11	移動用リフト (つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、利用対象者又はその介護を行う者（以下「対象者等」という。）が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、対象者等が容易に交換できるものをいう。以下同じ。）を除く。）
13	点滴台	点滴や輸液バッグを吊るすことができる自立式のスタンド又は固定式のもの

福祉用具等詳細（購入）

別表第2

番号	種目	機能等
1	腰掛便座	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 入浴用椅子（対象者等が容易に使用できるものに限る。） (2) 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの） (3) 浴槽用手すり（取付けに際し工事を伴わないものに限る。）
3	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（専用パッド、洗浄液等の排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品を除く。）

4	簡易浴槽	空気式、折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
5	移動用リフトの つり具の部分	身体に適合し、別表第 1 に掲げる移動用リフトに連結することが可能なものに限る。
6	電気式たん吸引器	対象者等が容易に使用できるもの
7	ネブライザー (吸入器)	対象者等が容易に使用できるもの